

## 中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（仮称）の 設立について

### 1 協議会の設立

世界最大・最高の「スポーツと平和の祭典」である2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会理念を区では「平和」と位置付け、大会開催に向けてはスポーツの推進はもとより、平和の尊さを訴えるさまざまな取組を区民、関係団体及び区が一体となって推進していく必要があるため、「中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（仮称）」を設立する。

### 2 協議会の位置付け

別紙を参照

### 3 構成員

- (1) 町会・自治会、文化、子ども・青少年、スポーツ、商工観光、福祉保健、環境等の分野における関係団体、官公署等から38名で構成
- (2) 構成員の任期 協議会の解散まで

### 4 役員の設置

- (1) 互選により座長及び副座長を各1名設置
- (2) 役員の任期 3年（再任可）

### 5 開催頻度等

- (1) 開催頻度 随時（当初は、年間2回程度）
- (2) 開催時間 平日午後に1時間半程度
- (3) 開催場所 区役所8階大会議室

### 6 関係者の出席

必要があるときは、会議に学識経験者その他関係者を出席させることができる。

### 7 会議の公開

- (1) 会議は原則公開。ただし、会議内容によっては非公開となる場合も有り
- (2) 傍聴者の定員 原則30名
- (3) 事前に区ホームページで開催日時、場所等を掲載
- (4) 会議開催後、区ホームページで当日の会議内容を掲載

## 8 検討部会の設置

- (1) 組織委員会及び都の動向等を踏まえ、必要に応じて協議会に検討部会を設置
- (2) 部会員は、協議会構成員から推薦された者及び区長が推薦する者で構成
- (3) 部会員の互選により、部会長及び副部会長各1名を選任
- (4) 必要に応じて随時開催（年4回程度）
- (5) 検討部会は、非公開
- (6) 検討部会の検討結果を協議会に報告

## 9 事務局窓口

中央区企画部オリンピック・パラリンピック調整担当課事業調整係

電話 03-3546-5226

FAX 03-3546-2095

e-mail oly\_01@city.chuo.lg.jp

## 中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（仮称）の位置付け

### 【協議会の目的】

2020年東京大会は、区の魅力発信と地域活性化の絶好の機会であり、区民、関係団体、区が一体となって区の発展に取り組む必要がある。このため、関係者間の情報共有及び連絡調整の強化を図るとともに地域の自主的な取組の促進等を行う会議体として、中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（仮称）を設立する。

### 【所掌事項】

- (1) 大会に関連する関係者間の情報共有及び連絡調整に関する事。
- (2) 大会開催の機会を捉えた地域の自主的な取組の促進に関する事。
- (3) 大会の気運醸成に関する事。
- (4) その他大会開催の機会を捉えた地域のさまざまな活動に関する事。

### 【協議会の位置付け】

